

2・事業計画書（様式2）

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

さつきが丘地域ケアプラザは20周年を迎えました。介護保険制度施行前から、地域福祉の向上の為に、地域にしっかりと根差した活動を行い、地域の皆様に育てて頂いてきました。

平成31年度～令和5年度の横浜市第4期「よこはま笑顔プラン」、平成28年度～令和2年度青葉かがやく生き生きプランを基に、青葉台地区地域保健福祉計画「みんなが活躍し、ふれあいが深まるかがやくまち」を目指して、地域ケアプラザとして以下の項目に取り組みます。

地域包括ケアシステム推進

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉・保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を地域住民及び行政と連携して行い、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的な支援につなげていく地域包括ケアシステム構築における中心的な役割を担う機関であることを自覚しています。

介護保険に関する相談や介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供や、その人らしい尊厳ある暮らしを支援できるよう日頃より全職種が協力して当プラザが担当するエリアの情報収集と職種間の情報共有を行ない、総合相談の支援体制を強化しております。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的支援体制の整備を目指し、地域住民と関係機関・団体が地域の現状と課題を明らかにし、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人などすべての住民にとって、より良い地域づくりの取組みを推進できるよう、地域の会合や会議などの協議体に積極的に参加するとともに運営協議会、ケアプラザ利用者交流会やボランティア懇親会、ケアプラザの自主事業等の様々な機会を情報共有や地域課題抽出及び解決について検討する有効な機会と捉え、「地域共生社会の実現」に向けた協働をすすめていきます。

高齢者、障がい者等の支援

健康寿命を延ばし介護予防に取り組む地域作り、元気な高齢者が活躍できる場を支援します。認知症の早期発見・進行予防と必要な社会資源の利用支援、地域での見守り体制を作ります。障がい児・者の地域での理解を深め地域での交流を支援し支援者のネットワークを強化します。

障害児・者への支援についても、高齢者や子どもと同様に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区福祉保健センター、区社会福祉協議会、学校、民生委員児童委員やその他の地域関係機関（生活支援センターほっとサロン青葉、後見的支援室ほっぷ、横浜みどりの学校ひまわりなど）とのスムーズな連携を図り支援を進めていきます。

子ども、青少年の健全育成支援

子どもや子育て世代への支援については、少子化が進む中、当エリアでは0～14歳の人口が12.7%（令和1年9月末現在）と、横浜市の中では比較的高い割合で推移している現状を踏まえ、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援、誰もが安心して出産・子育てができる環境の整備、社会全体で次世代を担う子ども・青少年を育てる環境をつくるという「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」に即した自主事業や支援を地域住民、関係機関と共に模索し、必要に応じて実施・展開していきます。

地域子育て支援拠点（ラフル）との連携、乳児や保護者、養育者を対象とした事業、子ども食堂、居場所作り、ボランティアの育成とコーディネート、学校との連携により、子どもや青少年が地域に見守られながら健やかに成長できるよう支援します。

ビジョン

概ね徒歩30分圏内の日常生活圏域に設置されているケアプラザの設置目的を十分理解し、その役割が最大限に発揮できるよう、地域ケアプラザ職員向け研修の充実を図り、職員の自己研鑽、業務の質の向上を目指していきます。

医療機関と連携し、健康講座の開催、ウォーキング等の健康作りの機会を作るなど普及を進めます。

よこはまシニアボランティアポイントの普及促進を行い、地域のボランティア人材の育成に貢献します。

地域に根差し、地域の一員となりつつも、各部門の専門性や視点を活かし、全世代を対象とした地域支援が遂行できるよう 地域ケアプラザ全体で取り組むとともに、指定管理者として法令遵守、また地域の実情に合わせた適正かつ効率的な事業運営をまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動取組みを具体的に記載してください。

担当地域の特色など

横浜市さつきが丘地域ケアプラザは 青葉区の南端で緑区との区境に接し、東急田園都市線青葉台駅と JR 横浜線十日市場駅の間であり、環状 4 号線の両側の丘陵地帯に広がる住宅地の中を 10 分ほど、坂を上った住宅地の中に立地しています。

さつきが丘地域ケアプラザ地域包括支援センターエリアの地区は しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘 (14~16 番地、34~40 番地) で、人口は令和元年 9 月 30 日現在 19,672 名 (男性 9,522 名 女性 10,150 名)、世帯数は約 8,997 世帯。また年齢別人口は、0~14 才が 2,506 名、15~64 才が 13,114 名、65~74 才が 1,948 名、75 才以上は 2,103 名です。

65 才以上の高齢者人口は、4,051 名となり、さつきが丘地域ケアプラザエリア全人口の 21.4% を占めています。

地域の魅力と課題

担当地域の自治会・老人会・地区社協・商店会などでは横のつながりが強く、活動も活発で“魅力ある街・青葉台”を目標に、老若男女 新旧住民が年間を通じて参加し楽しめる、福祉まつりや夏祭りなどのイベントが盛大に開催されています。

加えて地域の清掃活動や環境浄化活動も盛んで、環状 4 号線沿いには花を植えるフラワーチェーン活動が昨年青葉台連合自治会により推進されました。

地域で活発に地域活動をされている方たちの悩みとしては、新しい仲間がなかなか増えず、また少しづつ年齢も重ねてきて身体がきつくなってきている事だと聞きます。

青葉台地区地域福祉保健計画の中に「地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！」が盛り込まれており、新しい人材育成を目標に、協議体「青葉台地区支えあいネットワーク」の活動として取り組んでいます。

宅地開発から 50 年以上が経過し、戸建て住宅では、子ども世帯が都心に居住する傾向がみられ高齢世帯・代替わり世帯・空き家・転売による新住民の入居などへと変化してきています。

エリア内には公営住宅はありませんが、築 50 年のマンションや青葉台駅近くの築 12 年 377 世帯の大規模分譲マンションもあり、マンション住民の高齢化も進行しています。

戸建て・マンション住民ともに孤立する住民も出てきています。

高齢者のみの世帯が増加しており 家族に認知症が疑われる方があっても、ご近所に知られたくないとの思いからなかなか医療機関への受診につながらず相談が遅れるケースも散見されます。

ケアプラザ、法人としての取組み

・横浜市さつきが丘地域ケアプラザでは、平成 14 (2002) 年から、中高年男性の地域デビュー・社会参加・仲間づくりなどを目的に「いきいきセミナー」を実施、その修了生がそれぞれ自主グループ化し、現在も 5 つのグループ約 70 名が、ボランティア活動やプラザの秋まつりなどの様々な

場面で活躍しています。

今年度の地域ケア会議のテーマを「中高年男性の社会参加について」と設定し、この5グループに参加されている方からも、参加のきっかけや長く続けるコツ、将来に向けての企画などの意見をいただき、今後に生かします。

- ・当法人、みどり福祉会は青葉区で初めての特別養護老人ホームを開設し40周年を迎えました。地域密着型の活動を地道に続け、開設当初から、地域の保育園、小中学校、青葉台地区社協、青葉台連合自治会、南部民生委員児童委員連絡会、保健活動推進員、食生活改善委員など様々な団体と消防・警察等の皆様ともお互いに深い関係を結んでまいりました。これまでの関係性を活かし、各団体の連携をより強化し、地域福祉保健のネットワークの構築と、これからの地域福祉活動を担う人材の発掘・育成の拠点としての機能を発揮できるよう努めます。

これについては地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」の青葉台地区別の目標である

- ①顔の見える地域コミュニティをつくろう！
- ②地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！
- ③高齢者・障害者を地域で温かく見守っていこう！
- ④地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！

の4つの目標に全てつながってまいりますので、今後も引き続き、全世代の交流とネットワーク作り、人材の育成に力を入れて取り組みます。

- ・また、将来にむけての課題である青葉台連合における地域包括ケアシステムの構築に向けて、当法人の特別養護老人ホーム、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所をはじめとした介護保険事業所や病院・診療所などの医療機関、薬局、地域住民や各種関係団体などとの連携により、いつまでも住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らしていただく為の支援を行います。
- ・地域ケア会議を開催し、地域の課題についての共有と検討を重ねております。隣接する地域包括支援センターのエリアを担当する青葉台地域ケアプラザとの連携による、ささえあいネットワーク会議の開催、分野を超えた事例検討会の開催などを積極的に推進し、顔の見える関係性を構築することで、実現性のある地域包括ケアが展開できるよう、地域拠点としての役割を果たします。
- ・エリア内にある2つの小学校、1つの中学校とは 福祉教育や福祉体験学習、職業体験、地域住民への研究発表の場の提供、福祉委員会の活動の支援など、積極的な交流を図ります。

今後は学校コーディネーターとの連携をはかり、交流の場を拡げて行きたいと考えています。

- ・キャラバン・メイトの協力のもと認知症サポーター養成講座を、この5年間で延べ31回開催、小中学生および教員1,033名、地域住民175名、郵便局職員150名、民生委員30名、保健活動推進員30名、介護サービス事業所職員15名の、総数1,433名に認知症サポーターを養成しました。次世代の担い手を育て、ボランティアや学習した経験や記憶が、将来の地域福祉に貢献されボランティア人材へとつながっていくよう、より良い事業を推進します。
- ・高齢者だけでなく子育て世代にも目を向け住みやすい環境づくりにも力をいれ、家族4世代に渡って気軽に利用できる ケアプラザの事業を推進します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体や他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の様々な団体との連携

- ・エリア内で主に連携をしている関係団体とは 5つの自治会、青葉台連合自治会、青葉台地区社会福祉協議会、青葉台南部民生委員児童委員協議会（以下略、南部民児協）、5つの老人会、2つの小学校と1つの中学校、大学が1校、青葉台南商店会があります。
- ・また、当地域ケアプラザの自主活動団体に参加している地域住民の方々との連携も図っています。
- ・5つの自治会との連携では 各自治会長が当地域ケアプラザの運営協議会（年4回）の構成メンバーとして会議に出席されており、毎月広報紙の回覧や掲示をお願いするとともに、当地域ケアプラザで総会を開催している自治会もあります。
- ・地域防災拠点での訓練や各自治会の夏祭りなどの行事へも参加しています。
- ・青葉台地区社会福祉協議会には、法人理事長が監事として、ひかり苑代表およびケアプラザ所長が理事として、合計3名が参加し、各種事業の情報提供および福祉まつり、ハロウィンまつりなど、地域の行事にも積極的に協力しています。
- ・郵便局
郵便局職員より認知症の方への対応について相談があり、地域ケア会議での検討や、その後認知症サポーター養成講座を実施。配達に気になる人や、郵便物が溜まっているお宅などを発見しやすい立場にあるため、今後の連携が期待できます。
- ・区内の金融機関より、ATM近辺で振り込め詐欺が疑われる高齢者など気になる人への声掛け見守りを行うようアドバイスしました。
- ・消防署
地域ケア会議をきっかけに 消防署より要請があり認知症サポーター研修を実施しました。普段の避難訓練への協力、AED訓練、救命救急の対応指導などを年に2回程度定期的を受けています。
- ・警察署
近隣で空き巣が増えており定期的に巡回に来ています。
権利擁護事業として、劇団さつきにて振り込め詐欺の寸劇による普及啓発を行っています。
- ・病院・診療所
広報誌や包括リーフレットの配置にご協力いただいております。
地域住民に向け 月2回、協力医が来訪し健康に関する相談、年4回程度 歯科医師が来訪し口腔ケアの相談を行っている（いずれも利用者負担は無料、ケアプラザより謝金をお支払い）
- ・薬局
気になる高齢者への気づき、見守り、個別対応を行って下さっています。
地域ケア会議への積極的な参加ご希望もあります。
- ・福祉施設・サービス事業所
運営推進会議の開催、認知症サポーター養成講座、介護予防事業への協力などで連携している。

・その他

子育て支援拠点ラフール、他地域ケアプラザ、ほっとサロン青葉、生活協同組合、商店会など地域の様々な団体と連携しています。

地域包括支援センター部門として

①エリア内5つの老人会の集いの場に参加し、健康や特殊詐欺・防犯に関する情報提供などの出張講話を行っています。

平成30年度は区老連加入の老人会の協力のもと認知症サポーター養成講座を開催することができました。

このような機会をきっかけとして、老人会のメンバーから個別ケースの相談をいただいた『認知症の人が、地域活動を継続するにはどのような支援していくか』という課題について皆で考えるきっかけとして地域ケア会議を開催しました。

メンバーが声を掛け合い多くの方に参加していただくことができました。このような取り組みにより、老人会の活動がより活発になるきっかけとなったようです。

②南部民児協の定例会が当地域ケアプラザで開催されており、個別のケースや、地域の情報について地域包括支援センターと日常的に情報交換し連携をはかっています。

③地区社協・広場部開催の「ふれあい広場」で保健師や訪宅職員が月一回程度参加し、健康教育・健康相談および地域の情報提供等を行っています。

④青葉区役所との連携としては、地域包括支援センターが高齢・障害支援課の地区担当、生活支援課とともに毎月区と包括のカンファレンスや地域ケア会議で連携しています。

事業企画担当とも貸館などの地域ケアプラザ運営上発生する様々な事項への対応、担当エリアの地域保健福祉計画推進に欠かせない「推進会議」や「チーム会議」、「青葉台地区支えあいネットワーク」などについて絶えず情報共有し連携しています。

⑤青葉区社会福祉協議会との連携では、社協の地区担当や第1層生活支援コーディネーターが「区と包括のカンファレンス」や「地域ケア会議」で情報共有・連携するとともに「青葉台地区支えあいネットワーク」や「ちょこボラグループ」などの協議体の運営や「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」の事業所への後方支援などに関して、情報共有・連携・相談しながら行っています。

地域活動交流部門として

①昨年は「区老連社交ダンス部さつき」の活性化に向けて、映画会や無料教室開催などを支援しました。

②小中学校へは毎年、キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を開催しています。平成25年度から毎年開催しており、地域の福祉教育や連携をはかる機会となっています。

また中学校とは、当プラザの秋まつりやミニコンサートに吹奏楽部が出演されるなど、地域住民との交流を通じて、地域福祉にふれあう場となっています。

また、近隣の小学校とは、学校コーディネーターとの連携をはかるため、連絡会に参加し、今後の活動や交流について情報共有を行いました。

③地域に私立大学が1校あり、昨年は区社会福祉協議会・ボランティアセンターとともに、地域のパソコンボランティアをコーディネートしました。

今後、地域の高校生に、高齢者向け「スマートフォンの使い方教室」の開催等も検討しています。

④青葉台南商店会の防犯パトロールや祭りに参加するなど、日頃から顔の見える関係を保ち、連携しています。

⑤当地域ケアプラザの自主活動団体に参加している地域住民とは、日頃の活動やコミュニケーションを通じて、関係づくりを重視しています。

活動団体の中には、自治会活動をされている方もおり、日常的な情報交換が行いやすい環境となっています。

地域住民、介護保険サービス事業所、他ケアプラザとの連携など

- ・青葉台地域ケアプラザとともに「青葉台地区支えあいネットワーク」の事務局として協力・連携しています。
- ・恩田地域ケアプラザと連携し、生活支援・移動チームとして「ぶらっと青葉」で近隣のキャンパス見学など、外出が困難な方への社会参加支援を行います。
- ・地域の介護保険サービス事業所と、地域住民が相互に連携を図ることができるよう、地域密着型サービス事業所の運営推進会議の開催支援を行っています。
- ・事業所の特性・ご利用者様・地域住民からの視点からのご意見をお聞きし、どのように連携していくか等を話し合う場を企画、民生委員や自治会関係者にも参加いただき、エリア内4つの事業所で、各2回～6回/年開催しています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

合築している施設はありません

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業績実績等について、記載してください。

1. 基本理念

- ◆ 社会福祉法人みどり福祉会は、極めて公共性が高い非営利の公益法人としての自覚のもと、真に地域住民の負託に応えうる多様なサービスを提供し、地域包括ケアシステムを実践するための地域連携を図る。
- ◆ 福祉サービスの利用者の利益の保護、地域の社会福祉の推進、社会福祉事業の適正な実施と健全な発展を図り、利用者による選択を尊重する。
- ◆ 福祉サービスの質の向上を図り、利用者の安心・安全な生活を守り、「尊厳の保持」「自立支援」を基礎に「人権擁護」「情報開示」「個人情報保護」を遵守する。
- ◆ 制度の枠にとらわれず、先駆的、積極的にセーフティネットの役割を担う。
- ◆ 財務情報にとどまらず、積極的に情報公開を行い、透明性の高い経営を行う。
- ◆ 福祉人材の育成と一層の処遇向上、働きやすく魅力のある職場づくりに努める。

社会福祉法人制度の改革（平成 29 年 4 月 1 日）の要点

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取り組みを実施する責務
- ⑤ 行政の関与の在り方

今年度も新社会福祉法をよく理解し、地域住民に対する説明責任を果たす必要がある。

福祉経営は制度と共に歩む特徴を持っており、地域での在宅需要増大と財源、人材不足の制限制約要素の中で働くため、厳しい環境にこの一年間も向かうことが予想される。

我々みどり福祉会職員は、新制度と共に変革をしつつ、地域の高齢者が安心して住める街づくりの拠点施設として当法人施設が果たす役割を十分認識し、積極的に地域との関係性を深め、ボランティア、各自治会、民生委員、児童委員、ゆうあい活動推進委員、市・区・地区社会福祉協議会・横浜市社会福祉協議会の協力を得て援助事業を行う。

「人は人として存在するだけで尊い」満月の月光のやわらかい光があまねく照らすように、地域社会の現行制度の狭間にいる人々も社会福祉法人だからこそ支える必要があると考える。

しかしながら、このような時代こそ、良心的で、高品質な専門性を持った多様な福祉サービスの提供が必要であり、みどり福祉会の各施設、事業所がその専門性を発揮し、協力し合っご利用者を困難な状況から救い出し、解決に導く努力を惜しまずに行うことが重要である。

我々みどり福祉会職員は、ご利用者とご家族の満足と笑顔を職員の喜びとする。

2. 事業指針

社会福祉法人みどり福祉会は、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努める。又、多様な生活課題や福祉ニーズに柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人になるべく行動指針を定め、実践する。

(1) 利用者に対する基本姿勢

① 人権の尊重

ご利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに個人の尊厳に配慮する。

② サービスの質の向上

常にご利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努める。

③ 社会・地域との関係の継続

ご利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、ご家族や知人・友人・地域住民との関係が継続し、さらに促進されるように支援する。

④ 生活施設環境の向上

ご利用者の生活環境、ケア環境の整備、居心地の良さ、温かさが感じられるように努める。

(2) 社会に対する基本姿勢

① 地域福祉の推進

地域における福祉システムに主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して、地域の福祉課題に取り組む。

② 公共的取り組みの推進

社会保障制度からはみだしている生活困窮者や、低所得者の支援、既存の制度では対応できない地域の福祉需要に即応した先駆的・開拓的な取り組みを推進する。

③ 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、ご利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示・情報提供等に努め、説明責任を果たす。

④ 行政との連携・協力の促進

地域福祉増進に向けて、地域ケアプラザ・地域包括支援センター・特別養護老人ホームが中心となり、行政との連携・協力を図る。

⑤ 災害時の受け入れ

福祉避難所として青葉区との連携・地域との協定により、災害BCP（事業継続計画）に自ら取り組むとともに、災害時の受け入れ施設としての防災対策にも取り組む。

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

① 法人の経営理念に基づき、目指す事業経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築する。

② 職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するため賃金改善はもとより、それにとどまらない職員処遇全般の向上に取り組む。

③ 働き甲斐のある職場の実現

円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じて成長と達成感を実感できる職場づくりを進める。

④ 職員の能力育成

(4) マネジメントにおける基本姿勢

① コンプライアンスの徹底

社会福祉法人組織や事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程、さらに広く社会的ルールやモラルを遵守した経営に努める。

② 財務基盤の安定化

安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行う。

③ 組織統括（ガバナンス）の確立

透明性の高い適正な経営を可能にする実行性のある組織体制を構築し、組織全体を適正に統括する。

3. 人事考課

(1) 目的

個別目標管理の目的は、人事考課を通じて個人の能力開発を行うことに主眼を置き、その手段として、人事考課の結果に基づき個別に能力開発目標を設定し、計画的かつ効率的に能力開発を実施し、その結果について公正な評価を行うものである。

(2) 個別目標の設定とその指導・助言

① 個別目標の設定

本人が人事考課結果のフィードバック事項を基本にして目標を選び、その達成期間を1年単位で設定する。

② 目標設定の表現方法

何を、いつまでに、どこまで、どれだけといった内容で職務遂行内容に合わせ達成基準を設定する。

③ 指導・助言

個別目標を設定するにあたり、上司（考課者）は適切な指導・助言を行うものとする。

(3) 目標達成計画

① 自ら設定した個別目標の達成を図るため、目標達成計画を時系列過程を含めて作成する。

② それを基に上司と話し合い、計画全体について確認しておく。

③ 上司は部下の目標達成計画の基本的考え方及び内容を十分に理解し、適切な指導・助言をし、必要に応じて積極的な援助の姿勢とその方法について確認する。

(4) 個別目標設定の数と優先順位

① 設定数は5項目以内とする。

② 優先順位及びウェイトをつけておく。

(5) 目標設定の時期

新入職員	① 入職オリエンテーション終了時	4月
	② 3ヶ月目	6月
	③ 6ヶ月目	10月
現任	① 次年度目標	3月末まで

(6) 個別目標達成過程における中間チェックとその時期

① 中間チェック

上司は部下の目標達成計画の遂行過程に於いて中間チェックを実施する。

(前期 6 月、後期 11 月)

② 遂行経過の説明

部下は自ら計画遂行過程を分析反省するとともに、今後の進め方・問題点などを上司に説明する。

③ 中間指導と助言

説明内容の要点整理をして、指導・助言を行う状況変化によって計画・変更・修正を行う。

(7) 個別目標達成度の自己評価と上司評価

① 自己評価

達成計画の終期にあたって達成度合いを自ら評価し、評価シートに評価結果を記入する。

② 上司評価

達成度合いを評価し、評価シートに記入する。

③ 評価の照合

上司と部下本人は、それぞれの評価結果を照合し、評価理由について意見交換を行い、今後の資料とする。

(8) 個別の目標達成と人事考課

個別目標管理の達成度合いは、原則としてその該当期間の人事考課に直接的に反映させる。

4. 実習計画

施設が創立以来はぐくんできた職員の介護技術を生かし、新しい技術を身につけた人材を世の中に送り出すことは、施設の社会貢献の場として必要なことである。

社会福祉系大学、医学部看護学科、看護専門学校、福祉専門学校、介護職員主任者研修、介護等体験、公務員新人研修など実習内容、場所などさまざまではあるが、法人施設の良さであるやさしい介護を実習生の皆様に体験していただけるように、それぞれ担当職員を配置し、組織的な実習を作り出していく。

オリエンテーションなど集合で学ぶものと個別で学ぶものをわけ、又同法人内のデイサービス・訪問介護の現場に協力いただき一貫性のある実習の場としてそれぞれの実習校との連絡調整を図り、協力していく。

実習マニュアル資料の整理などを心がけ、全体的なバランスを保ちながら、年間計画に基づきそれぞれの必要な体験を提供できるように、月 1 回の実習担当者会議で検討をしながら進めていく。

体験学習も社会的貢献として積極的に受け入れていく。

5. 法人研修

法人基本理念及び施設運営方針を周知徹底し、永続的経営基盤の確立としての組織を作り上げていく。

職員が組織の一員としての立場を理解し、組織的な階層別研修を行う事で、職務に合わせた事業目的を確認、周知するとともに協働意識を構築していく。

① 新人研修

- ② 法人研修・スキルアップ・サービス公表制度対応研修等
- ③ 社会保険労務士の講習
- ④ 管理職研修
- ⑤ 新中間管理職研修・中間管理職研修
- ⑥ 事務職員研修

職員研修計画（法人）

研修項目	対象者	主要な教育テーマ
新人研修（Ⅰ）	新採用職員	法人理念・施設理念の理解、福祉従事者としての基本理念を学ぶ。宿泊研修でサービスマナーを実体験する等、全事業所新人の交流を図る。
法人研修	全職員	年度計画で全事業所職員に向けての研修を行う。毎年行う必要のある内容と、法の改正や制度の変更への対応などなどタイムリーな研修を盛り込む
会計事務の研修	全事業所管理職	管理職職員への経営状況の説明と、理解を共有し、安定した稼働に向けての方向性の周知徹底を目的とする
社会保険労務士の講習	全職員	職員への規程の周知徹底を目的としている。社会保険や年金、退職制度、労務問題の質問や相談にも応じていく
管理職研修	全事業所管理職	法人における理念と事業方針を理解・共有していく。全事業所の職員へ周知徹底を速やかに行い、方向性を明確にしていく。税理士の講習会において、経営的な分析を実数に基づき行うことで管理者を育成する。
新中間管理職研修 中間管理職研修	全事業所新中間管理職	段階に応じた、経営管理マネジメント・組織とコミュニケーション等を学ぶ。職員の不安や問題点など、少人数の対話の場を作り解決への推進を行っていく。
事務職員研修	全事業所事務職員	社会保険労務士・税理士の講習で、事務手続きが速やかに行われるようにする。

6. 定例会議

(1) 法人運営会議

みどり福祉会の各事業所の管理職・中間管理職が情報共有を図り、一つの目的に向かって業務推進できるように月1回の定例会を行う。

(2) 経営諮問会議

税務事務所から財務状況について説明を聞き、法人及び事業所の経営について専門的な

アドバイスとコンサルティングを受け、今後の展望につなげる。

(3) 事業者連絡会

各事業所の月例の報告の場とする。前月の実績を報告し、問題点などを共有・検討することで業務の改善を行う。各事業の質の向上、経営の改善、適正な事業の運営を行うために、継続的に連携して取り組む。

(4) 入退所調整会議

施設長、生活相談員を中心にユニット・従来型の特性を生かし、施設入所者の処遇の改善、入・退所の稼働率のアップを図るための施設間連携と、より安定した事業経営に取り組む。

(5) 社会保険労務士相談日

社会保険労務士に各事業所の労務問題を相談し、解決していく指導を受ける。職員の相談にも直接回答していただく。

(6) 居宅連絡会

ケアマネジメントプロセスについて、相談援助の実践力及び専門性を向上し、法人内各部門との連携を強化し、質の高いサービスを総合的に提供することを目標に研鑽する。

月間定例職員会議

会議名	内 容
みどり福祉会 法人運営会議	月1回 理事長、施設長、各室長、各所長によって構成され、運営方針の確認等を行う。
みどり福祉会 経営諮問会議	月1回 理事長、施設長、各室長、各所長によって構成され、税務事務所より法人及び全事業所の財務状況の月次について説明を受け、今後の展望について意見交換を行う。
みどり福祉会 事業者連絡会	月1回 理事長、施設長、各室長、各所長、在宅サービス担当主任による分析、意見交換、周知徹底を図る。
入退所調整会議	月1回 理事長、施設長、施設担当室長、相談員による入退所の調整、分析、意見交換、周知徹底を図る。
社会保険労務士 相談日	月1回 理事長、施設長、各室長による労務問題の解決を図るとともに、各職員の相談にのる。
みどり福祉会 居宅連絡会	隔月（奇数月）1回 理事長、各事業所居宅管理者、主任介護支援専門員、介護支援専門員と各サービス事業所担当者によって構成される。 法人内サービス事業所との連携を図り、情報交換と自己啓発を図る。

6. 業務実績について

(1) 青葉区、隣接する緑区で知りえた福祉的に対処が必要となったケースについては、法人が持つサービス機能全体でサポートし、必要に応じて地域のサービス事業所とも連携を取っている。また、病気の方には、系列病院に協力を仰ぎ、医療サービスにつなげている。

お困りの方々に手を差し伸べ、救済活動を法人設立以来 40 年間継続して行い、救い続け問題を解決してきている。

(2) 各拠点が位置する地域との連携を日頃から深め、地域との交流が盛んに行っている。お互いの顔も見える関係を築くことにより、地域の祭りなどにも積極的に係わりを持ち、協力体制を整えている。さつきが丘地域ケアプラザに於いては、開設当初に立ちあげた支えあい連絡会（現在支えあいネットワークに改名）を、20 年間今日まで継続し、他の地域ケアプラザと連携している。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

【予算の執行状況】

基本的には執行超過もなく、また期中における予定外の支出に対しては適宜補正予算を作成して対応しております。

【法人税等の滞納の有無】

法人税については納税義務者ではありません。消費税については、毎年発生しておりますが、滞納はありません。

【財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等】

直近3年度の事業活動資金収支差額率は、平均しても10%前後を保っており、健全な経営状況といえます。

平成28年度の当期収支差額は、当該年度における新規事業に係る施設整備支出（約50,000千円）によるもの、平成30年度については、ひかり苑（特養）の大規模修繕に係る施設整備支出（約120,000千円）によるものです。

法人全体だけでなく、各拠点においてもプラスの収支差額となっており、バランスのよい状況と言えます。

一方財務状況についても、直近の平成30年度決算では、流動比率、当座比率ともに400~500%となっており、短期的な支払手段を十分に有しており、他方で固定長期適合率も約67%であり、設備投資資金を自己資本と安定した負債で調達していることを示しております。

以上のことから、財務状況の健全性や安定した経営基盤が保たれていると考えます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

横浜市が定める地域ケアプラザの職員配置により、次の職員を配置しています。

所長 …常勤1名

地域活動・交流 …コーディネーター社会福祉主事任用 常勤専従1名、
サブコーディネーター非常勤5名

地域包括支援センター…保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 常勤専従各1名
生活支援コーディネーター社会福祉士 常勤専従1名
介護予防支援プランナー(非常勤専従 介護支援専門員)1名

居宅介護支援(特定事業所加算Ⅱ)

…介護保険の人員配置基準により配置

通所介護(処遇改善加算、機能訓練加算、サービス提供体制加算、中重度ケア体制加算を算定)

…介護保険の人員配置基準により配置

地域ケアプラザを運営していく上で、福祉保健の地域の身近な窓口であり活動の拠点としての役割をもつケアプラザが、その有する機能を十分に発揮するためには、職員一人一人の専門性が発揮できることが重要です。

所長は、ケアプラザの運営・管理は勿論のこと、地域ケアシステムの構築に専門的な知識とマネジメント力をもって専門職と共に課題解決に関わる必要がありますので、主任介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の知識と経験を役立てられればと思います

また、所内では地域包括支援センター・地域活動交流部門・居宅介護支援部門・通所介護部門(法人内には特別養護老人ホーム、ショートステイ、訪問介護部門、系列協力病院)があり、それぞれが有機的に連携を図り、また専門性を最大限に発揮することで 地域にセーフティネットを張り巡らす効果があり 課題解決に貢献できる組織体系を持っています。

法人内では、ご利用者へ質の高いサービスを提供する為に 法人研修などで職員が学ぶ機会を設け、資格取得をバックアップするなど、福祉の専門職を継続育成することにより欠員を出すことなく継続することを目指しています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

法人研修

新入職員：年1回。法人理念・施設理念の理解、福祉従事者としての基本理念を学ぶ。宿泊研修でサービスマナーを実体験する等、全事業所新人の交流を図ります。

全職員：月1回。年度計画で全事業所職員に向けての研修を行っています。

個人情報保護、権利擁護、事故防止対策、認知症の理解と認知症ケア、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修など、毎年行う必要のある内容と、法改正や制度変更への対応などタイムリーな研修を盛り込んでいます。

外部講師による講義や施設系職員・在宅系職員・ケアプラザ職員でグループワークを行い幅広い課題について、問題解決サイクルの共有化やソーシャルワーク及び地域支援の質の向上に努めております。

当法人理事長が総合病院の理事長でもあり、病院医師による高齢者医療・在宅医療・感染症対策等の研修が行われ、医療に対する知識についても深く学べる環境が整っております。

また、介護保険制度に深く携わっている大学の教授を講師に招き、制度改正の動向や最新の制度についても、法人全体で学習をしております。

中間管理職：年1～2回。段階に応じた、経営管理マネジメント・組織とコミュニケーション等を学ぶ。職員の不安や問題点など、少人数の対話の場を作り解決への推進を行っています。

管理職：年1～2回。法人における理念と事業方針を理解・共有していく。全事業所の職員へ周知徹底を速やかに行い、方向性を明確にしていきます。税理士の講習会において、経営的な分析を実数に基づき行うことで管理者を育成します。

事業所研修

4つの部署それぞれが市や区主催の研修、連絡会、分科会、外部研修会などに積極的に参加し、部署内または複数の部署をまたいで会議の場において報告、資料回覧にて伝達を行います。常勤、非常勤を問わず職員の1人1人が個別に目標を設定し、年間研修計画を立て主体的に外部研修に参加、目標達成の振り返りを行い、専門性の向上に向けた自己研鑽を図ります。

最新の制度知識の理解や援助技術・地域への支援方法を学び、ケアプラザの役割と機能が果たせるよう、参加した職員が伝達研修を行っています。その中で現状の評価・振り返りと改善策の導き出しも必ず行うよう努めております。伝達研修は各部門と全体会議で行うことで、全職員が情報を共有することができるよう工夫しております。

人材育成

新入職員と経験の長い職員が研修計画を一緒に考え、ロールプレイや事例検討、同行実習などを行うことにより専門性の向上を図ります。

目標達成と意欲向上に結び付けるべく、適切なキャリアラダー設定と業務のマニュアル化を進めていきます。

その他

法人として、職員の学びの機会（外部研修参加）を確保し、資格取得支援を行うことで、ご利用者へのサービスの質の向上を目指しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

設備点検

築 20 年の施設であるため、経年劣化による故障や水回りの修理の機会が増えていますが、随時区の事業企画に確認しながら、なるべく予算内で収まるよう 修繕を行っています。

利用者の皆様に、安全で快適にケアプラザをご利用いただけるよう、

- ・電気設備、消防用設備、エレベーターや自動ドア、空調設備等の保守点検

…三洋装備株式会社に年間契約にて月 1 回

- ・関東電気保安協会の月次点検

…月 1 回

- ・ビルメンテナンス(屋外、屋内設備全般)…(株)neo エコセービアにて月 1 回点検

異常があれば随時メンテナンスを依頼

- ・その他、システム、機器類、備品類 …メーカーへ随時メンテナンス依頼

公的施設であることを念頭に トイレや床などの日常清掃(週 3 回)、窓ガラスやエアコンフィルタ等の定期清掃、休館日の床清掃ワックスがけ(年 2 回)などを近隣の(株)neo エコセービアに依頼していますが 職員 1 人 1 人も、気付いたら清掃することを心掛け、館内の美化を心掛けています。

ケアプラザの外観においても、地域の皆様に不快感を与えないように、大規模な植木剪定は年に 1 回 地元の業者に依頼。草取りなどはケアプラザで育成したボランティアさんにも年に 2 回程度ご協力頂いています。

利用者、職員の皆がケアプラザ建物や備品を大切に利用しており「綺麗なので、20年経っているようには見えない。」と嬉しい言葉を頂戴しております。これからも明るく清潔、安心安全なケアプラザとして皆様に快適にご利用頂けるよう、保守管理に努めてまいります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

法人として、危険予防管理規定を設け、事故防止委員会を設置し、事故防止マニュアル整備により、事故発生を未然に防げるよう、常勤・非常勤職員に対し教育を行っています。

また、事故が起こってしまった場合はマニュアル(事務所とデイルームに配置)に沿って速やかで適切な対応および迅速な報告ができるよう、周知徹底を図っています。

地域包括支援センターや地域活動・交流部門、居宅介護支援においては、インターネット等情報漏洩の無いよう、セキュリティー性の高いシステムを大手業者に依頼し、外部からのウィルス侵入や情報流出を防げるシステムを構築しています。

通所介護事業においては、送迎時の交通事故、転倒や誤薬だけでなく、書類の誤配布も個人情報漏えいであることを十分に認識し、ダブルチェックや指差し確認など細心の注意を払っています。

横浜市への事故報告を速やかに行い、ヒヤリハットであっても状況確認および再発防止に向けた取り組みを全職員で検討します。

法人内研修においても、全職員に対し 毎年度 個人情報保護研修を実施しております。

他に損害保険会社、自動車保険会社それぞれのリスクマネージャーを講師に招き社内研修を行い、職員1人1人の意識のレベルアップを図っています。

急病人が出た場合は、デイサービス看護師および地域包括支援センター保健師に状況を報告し、救急搬送の判断や関係者への連絡などをすみやかに行っています。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

福祉避難場所としての取組み

- ・地域ケアプラザは、震度5強以上の地震などの災害が発生した場合、区の防災計画および協定により 区災害対策本部(区長)の要請により 自宅や地域防災拠点（広域避難場所はさつきが丘小学校）等での避難生活が困難な要援護者（主に在宅の高齢者）のために、区と連携し 二次的避難場所として開設します。
- ・福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、職員に周知徹底、定期的な訓練を行います。
- ・災害時優先携帯電話を常時 事務所に設置しています
- ・停電時の電源確保としてソーラーバッテリーを設置。事務所とデイルーム2か所のコンセントに対応しています。
- ・区から要請を受けた場合、人工呼吸器の充電などの為、災害対策用コンセントを開放します。

災害時に備えた事前準備

食料（パン、白飯、お粥、みそ汁）水、紙おむつ(大人用)、生活用品（毛布、、簡易トイレ、生理用品）などをあらかじめ備蓄しています。

要援護者の受け入れ体制

受入可能人数：61名（うち受入人数53名）×3日分の備蓄

受入スペース：1階ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的室、調理室

職員体制：所長および常勤職員4名、ほか駆付け可能な非常勤職員全員

福祉避難場所の運営

- ・事務所に懐中電灯やテレビ、ラジオ、通信機器、軍手などの備品をあらかじめ用意しておきます。
- ・職員は緊急連絡網にて参集。震度5強以上の場合 自身と家族の安全確認後 速やかに集合し、福祉避難場所の運営に協力します。
- ・福祉避難場所開設に向けた訓練等については、防火管理者（2名在席）が災害用備品庫を確認入替えと管理を行います。
- ・通常の避難訓練とは別に、福祉避難場所設置・運営マニュアルを参考に、職員を中心とした訓練を年に2回程度実施します。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

法人としての取組み

- ・青葉区の 緑法人会会員、および火災予防協会に理事として所属し、病院、診療所や地域の大企業、中小企業と連携し、自営消防団の推進に協力連携を行っています。
- ・地区社会福祉協議会が主催する、地域の要援護者の避難訓練として、自治会、民生員、地区社協のメンバーと地域住民が協力し、特別養護老人ホームひかり苑での避難訓練実施が予定されています。施設として協力し、さつきが丘地域ケアプラザも参加しています。
- ・社会福祉施設は 震災や風水害に遭った時に、施設の機能をいち早く再開することが必要であるとの考えを基に、法人本部で災害BCP（災害時事業継続）計画を策定し、災害時には法人本部からケアプラザの職員の携帯電話に一斉メールが配信される仕組みを取っています。

施設内の日頃の点検や備品の整備、マニュアル作りに加え、法人で実施する、火災以外のリスクも含めた避難訓練にも参加しています。

- ・入所施設のみならず、地域包括支援センター、通所介護、居宅介護支援、訪問介護では 要援護者の基本情報をクラウド式のデータベースで管理することにより、万が一 建物が被害を受けた場合でも、インターネット回線でアクセス出来る様、クラウドシステムへのデータ移行を進めています。

システム会社は信用できる大手企業であり、国内に複数拠点を持っており、常にデータベースのバックアップを取っています。

ケアプラザとしての取組み

- ・あおば災害ネットの普及のための情報提供、地域防災拠点の情報提供を行っています。
- ・近くには恩田川としらとり川が流れ、過去に何度か氾濫したことがあります。
日頃より区のハザードマップにて土砂崩れや浸水危険区域の確認を行っています。
- ・通所介護の利用者のみならず、貸館利用者、自主事業登録者にも協力頂き、火災のみならず地震をも想定した避難訓練を実施し避難経路の説明を行っています。
- ・防災訓練については地域の消防署・消防団の指導のもと「青葉かがやく生き生きプラン」の活動の一環として介護施設避難訓練を実施。地域の自治会や民児協、家庭防災員、交通安全協会、社会福祉協議会、商店会が支援者となり、地域の介護施設の協力を得て実施しております。
- ・法人内の特別養護老人ホームにおいても災害発生時避難訓練を実施予定であり、ケアプラザ職員も積極的に参加することにより、地域の火災・防災についての意識向上を図っています。
- ・災害発生時は、地域包括支援センター、居宅介護支援、通所介護で把握している要援護者の安否確認を行います。利用者台帳の管理方法について、緊急連絡先一覧をすぐに取り出せるよう準備しています。

昨年大きな被害をもたらした台風の被害の記憶を目の当たりにして、自然の力を前にして私たち1人1人はとても非力である事を痛感しました。

早めの避難、建物内であっても安全な部屋に避難すること、交通機関のマヒの想定、食料や水の備蓄、避難訓練の大切さをしっかりと肝に銘じ、発生時のみならず啓蒙のための情報発信も含め、ケアプラザとしての役割をしっかりと果たしていきたいと考えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

ケアプラザは、公的機関として常に利用者・ご家族の立場に立ち、公正中立な支援を行う義務があります。

地域住民などから相談を受けた際には、地域の各種サービス事業所情報、行政サービス内容、インフォーマルサービスなど複数の情報を提供できるよう、常に情報収集に努め、ニーズに合った対応ができるように心がけています。

具体的な情報発信として「ハートページ」「あおば高齢者福祉サービスガイド」「暮らしのガイド」「青葉区ガイドマップ」「あおば生活情報」「青葉区地域活動リスト青葉かがやく生き生き活動情報」等を用いています。様々な情報の中から自己決定により、本人に主体的に選んでいただいています。

利用者に不利益が生じないように配慮し、利用者及びその家族の自己決定を支援し尊重するよう心掛けております。

運営協議会で、前年度の介護予防支援委託事業所一覧をお示しし、地域住民等からの意見を聞くなどし、公平・中立性の確保を目指しております。

地域住民への貸館の利用方法やの予約方法については、市内ケアプラザの共通ルールを丁寧に説明し、すべての団体が公平に ケアプラザを利用していただけるよう 取り組んでおります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

・利用者のニーズ・要望については、毎年、部署ごとに利用者アンケートを実施し集計やアンケート内容についての振り返りを事務連絡会で報告・共有するとともに改善策を講じるなど速やかな対応ができるようにしております。

・「ご意見ダイヤル」の案内掲示、ご意見箱の設置（職員の目につかない、ご利用者が投稿しやすい場所）し、常に情報収集に努めております。

・苦情受け付け体制については、「苦情申出窓口」の文書を、ケアプラザを利用する方々が見やすい場所に掲示し、その中に責任者名・担当者名・第三者委員名を明確にすると共に、苦情対応研修も行い、出来るだけ言いやすい環境づくりに心がけております。

苦情対応マニュアルも、利用者・職員など、誰もがいつでも閲覧できるようにしております。

苦情があった場合は、ご意見の丁寧なアセスメント、詳細な状況確認および原因の把握、改善に向け取りうる可能性を検討、丁寧な説明を重ね、ご納得いただいた後も事後のモニタリングを欠かさず、満足度と改善度を評価し、再発防止に向けた取り組みを行い、職員に周知徹底します。これからも、「誠心誠意、あたたかく丁寧かつ迅速な対応」を職員全員が心がけるよう努めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護の取組み

法人として、個人情報保護の遵守を 法人の理念に掲げています。

館内の見やすい位置に個人情報保護方針を掲示、ホームページなどにも明記しています。

公的機関として、ケアプラザを利用されている方に対して、個人情報の取り扱いやプライバシーの保護に関する法令を遵守し日々業務を行っております。

個人情報保護法令に関する研修会を毎年法人内研修に位置づけ、職員は必ず参加し、部署ごとに伝達研修も行っています。

また、年1回、「地域ケアプラザ個人情報漏えい防止チェックシート」及び横浜市の「個人情報取扱特記事項」による全員研修を行い個人情報の保護や正しい情報公開などについて研修を行い、職員全員から「個人情報保護に関する誓約書」をとっております。

情報公開の取組み

法人およびケアプラザの運営状況の情報公開については、横浜市や青葉区、神奈川福祉情報コミュニティの公的機関ホームページを活用したり、法人のホームページを活用するなど、出来る限り公開をしております。

また、第三者評価機関による公開も行っています。

法人の決算報告書は、法人ホームページで公開しております。

ケアプラザに於いても事業計画書、事業報告書などを、誰でも見られるようファイルにして受付カウンター横に置くなど工夫をしております。

公的機関の一員として、地域ケアプラザの設置目的を十分理解し、責任の重さを自覚した取り組みを行っております。

人権尊重への取組み

横浜市の人権尊重の施策をふまえ 地域の公的な相談窓口としての自覚を持ち、「人権」及び「人権を守る」ことについての理解に努めています。

成年後見制度や弁護士への相談などの情報提供を積極的に行い普及啓発を行います。

高齢者虐待やセルフネグレクトなどが疑われる場合は、ご本人及びご家族の状況を把握し、区職員と情報共有、最善かつ慎重な介入方法を検討し、適切に対応することで人権の回復を図ります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市男女共同参画

私たち福祉業界は、まさに女性が中心となって活躍できる業界であると考えます。小さな子供がいる職員、ひとり親でも頑張って働く職員、障害を持つ職員、60歳を超えても働きたいと考える職員が積極的に活躍できるよう、長く働き続けられるようお互いに協力を惜まず、働きやすい環境づくりを目指しています。

- ・女性が生き生きと活躍できる職場であるために、働き方改革もふまえ、お互い助け合いワークライフバランスが整いやすい環境と勤務体制です。
- ・女性の産休、育休の取得と産後の時間短縮勤務も可能な体制のみならず、男性の育児休暇取得も可能としています。
- ・就業規則にて男女の差が無く職務や給与を規程し全職員に開示しています。
*60歳を超えても生き生きと活躍できる職場です。常勤ですが70歳を超えている職員もいます。

横浜3R夢プラン

平成15年「横浜G30」プランから「ヨコハマ3R夢」プラン(一般廃棄物処理計画)に伴い、資源回収と再資源化、ごみの発生抑制、プラスチック対策や社会貢献活動として、以下の活動に取り組み続け、毎年少しずつごみの量が減量し続けています。

- ・分別の仕方について職員へ周知徹底を行い、ごみ箱を5セットずつ設置しています。
- ・分別の徹底によりリサイクル推進とゴミの減量につながっています。
- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加しています。
- ・地元の企業にルート回収(紙、プラ、リサイクルできないプラ、産業廃棄物)を3社に依頼しています。
- ・貸館利用者や地域住民に向けたゴミ分別の講習等の普及啓蒙活動を行います。
- ・地域住民へふれあい収集の情報提供を積極的に行っています。
- ・いわゆるゴミ屋敷について、ケアプラザ地域包括支援センターと生活困窮ケースワーカーで連携し働き掛けを行っています。

中小企業振興条例

地域貢献、地域の中小企業支援、地域商店会との連携強化、関係作りの視点から下記の取り組みを行っています。

- ・建物管理、電気設備メンテナンス、定期清掃、ホームページ作成などは地元の中小企業を中心に依頼しています。
- ・名刺等の印刷物を地元の障害者施設に発注しています。
- ・地産地消への貢献として デイサービス食材購入や 秋まつり等のイベントに利用する食材購入、ボランティア謝礼の食事を地元の商店に発注しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方針、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

年 10 回、定期的に広報紙「ひろば」を発行し、地域交流や地域包括支援センターからの啓発や自主事業の紹介などを継続して行っております。

また、広報紙以外にもチラシ等を作成し、当ケアプラザの地域包括支援センターのエリアは勿論のこと、青葉台連合自治会（24自治会）、谷本連合自治会の一部（梅が丘自治会）計 25 自治会へ計 1,330 枚を回覧用に配布し、多くの方々に見ていただけるようにしております。

ホームページの活用や各種団体の会合での PR、地域住民の集会での PR など積極的に行っています。

ケアプラザ稼働率を上げるためには、一人でも多くの方にケアプラザの活動を知っていただくことが第一と考えられます。

回覧板や地域の自治会掲示板を活用しても自治会に加入していない方などには、ケアプラザの情報が行き届いていないと思われれます。

今後も、情報提供活動を継続していきますが、更に、ケアプラザの包括エリアにある二つの小学校や一つの中学校とも連携を取り、それぞれの学校の年間行事予定をいただき、将来の担い手でもある生徒、若しくは保護者にも情報発信をすることにより、ケアプラザを幅広い年代層に知っていただき、夕方から夜間にかけての稼働率アップにもつなげていくことができるよう、活動を継続していきたいと考えております。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する相談等について情報提供の取組の考え方、提供手法について記載してください。

ケアプラザが開所して20年を迎え、地域の相談窓口としての機能は地域の方々に根差してきており、民生委員児童委員の方々からのご紹介や 直接、地域の方からの相談を受けることが多くなってきています。

今後も高齢化が進む中で、相談件数は増えていく事が予想されます。

来館者に対しては、紹介のしおり・広報誌・部屋利用団体活動紹介・青葉区サークルガイド・講師登録や包括支援センター紹介などのリーフレットをケアプラザの窓口脇で、閲覧できるようにしています。

近隣の診療所や薬局、ドラッグストア等にも地域包括支援センターのパンフレットを置いて頂き、気になる方がいらっしゃれば お渡しいただくと共に「ケアプラザに連絡を入れてみては？」とご本人やご家族に ご助言頂いています。

また、ケアプラザに来館しにくい地域に住んでいる方には、ご自宅への訪問や 老人会・自治会などの集まりに出張し情報提供が出来るようにしています。

当ケアプラザ広報誌や自主事業のチラシなども 各自治会へ回覧・配布をお願いしたり、掲示板に貼っていただく等の協力を得ています。

また、区役所や地域の商店・医療機関などにも協力していただき、閲覧できるような体制を作っています。

<障害者>

親あるうちのライフデザインをテーマとして、平成30年度より、年1回青葉区後見的支援室ほっぷ と共催で事業を行うなど、連携を図っています。

青葉区生活支援センターほっとサロン青葉が、当ケアプラザにて月1回出張サロンを開催しています。参加者のニーズに応じて、連携して相談支援を行っています。

中途障害者支援センター青葉の風の利用者を対象にケアプラザの役割を説明しました。

<高齢者>

包括3職種が区役所と連携をとり、様々な相談でも、継続して対応できるよう、分科会や連絡会、包括カンファレンス、その他研修会等へ参加し、スキルアップを図っています。

また、虐待や成年後見制度、認知症等の周知や啓発活動も積極的に行っています。

個々のケースをアセスメントし、ニーズに合ったフォーマルサービス・インフォーマルサービスを情報提供・閲覧できるよう、日々の業務の中から情報収集を行い、データを蓄積し、すぐに利用できるようにしています。

相談の際は、相談者のご意向を確認し、相談者が選択、自己決定しやすいような配慮を心掛けています。

視覚障がい者の方でも、ホームページの音声読み上げ機能を使って情報収集が出来るよう、ウェブアクセシビリティを心掛けた画面作りに変更していきます。

<子ども>

地域の小学校2校にケアプラザ広報誌を子供向けに作り直した「こどもひろば」を随時作成し配布しています。

子ども向けの自主事業（自習室、朝のラジオ体操など）やこども食堂、イベントの案内などを掲載し、子どものうちからケアプラザに遊びに来てもらえるよう促しています。

乳幼児を育てている母親に向けた企画として、地域の若い世代のコミュニティ作りを目標にさつきが丘ママズキッチン、ベビーマッサージ、ママリラ、絵本の読み聞かせ、クニークルス（音楽と歌）などを企画、共催、後方支援を行います。

ボランティアさんにも協力頂きながら母親同士の交流や多世代交流を図ります。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

複数の職種が配置されているという地域ケアプラザの強みを生かして、日常的にそれぞれの職種の視点や専門性を発揮した情報収集と情報共有を行っています。

総合相談以外にも、ケアプラザ事業参加者、ケアプラザを利用している活動団体の方々等から得た情報、気になっている事などを受け止め、日報への記録、定例の職種間会議等で共有と分析を行い、場合により他の専門機関等に繋げる等、必要に応じた適切な支援につながるよう協力・連携しています。

○青葉区生活支援センター「ほっとサロン青葉」との連携

月に1回ケアプラザの貸館を利用し、さつきが丘地域ケアプラザエリアで精神疾患を抱えている方や家族のための出張相談の場を定期的に設けており、具体的な対応が必要な個別の相談ケースに対して包括支援センターと連携して支援を行うことができています。

○地域子育て支援拠点「ラフル」との連携

令和元年度より新たな取り組みとして、青葉区子ども家庭支援課、さつきが丘地域ケアプラザの地域・活動交流コーディネーター、包括支援センター保健師と地域子育て支援拠点「ラフル」等が協力し、地域のダブルケアの問題についての連携がスタートしました。

子育て支援だけにとどまらない地域課題解決の一助となるよう、関係機関との連携を生かした地域支援を行っています。

○コミュニティハウスや地区センターとの連携

担当地域のさつきが丘コミュニティハウスとケアプラザとは、エリアの公共施設として地域住民への集いの場や貸館の役割を担っています。

地域福祉の推進の観点からも、さつきが丘コミュニティハウスで開催されている講座やグループ活動についての情報を共有しています。

コミュニティハウスが隣接するさつきが丘小学校で行われている地域防災拠点での訓練等を通じて協力しています。

青葉台連合自治会エリア内には青葉台コミュニティハウス・本の家があり、青葉台地区社会福祉協議会が運営している高齢者の集いの場「ふれあい広場」が開催されており、当ケアプラザも運営協力しています。

コミュニティハウスや地区センター、地域ケアプラザの3つの公共施設は、生活支援体制整備事業を推進していく上で、“小学校区に一つの誰でも利用できる施設”としての役割を持っており、毎年区主導による情報交換会や講演会が開催されています。

今後は、地域包括ケアシステム構築のために、自宅から通いやすい集いの場や運動の場、図書館、生涯教育の場づくりでの連携を地域住民にわかりやすいキャンペーン等で協力していきます。

○青葉区民文化センターフィリアホールとの連携

ケアプラザは青葉台のフィリアホールに近く、昨秋開催したプラザの第20回秋まつり(1000

名以上来館) にプロの演奏家4名を招き、素晴らしい音色で地域住民を大いに楽しませることができました。フィリアホールで開催し、今年で3回目となる「あおばカノン」では青葉区内12の地域ケアプラザが地域住民と企画段階から協力し運営しています。

○青葉区区民活動支援センターとの連携

青葉区区民活動支援センターが田奈に所在した頃から、ケアプラザの広報紙「ひろば」を配架していただいていたいました。

同センターが青葉区役所に移転後はさらに、「まち活カフェ」で出会った登録講師の講座がケアプラザでスタートするということもあり、カフェ運営についてのノウハウを得て「きっかけカフェ」につなげることができました。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有の方法など、ネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

○認知症支援ネットワーク

認知症の早期発見・予防では、区と地域包括支援センター、医療機関による認知症初期集中支援チームがあります。

地域包括支援センターが個別ケースについて区と情報共有し、医療機関と協力し、もの忘れ検診等を活用して受診につなげる支援を行っています。

認知症への理解を深め偏見をなくしていくと取組みとして、学校・老人会・金融機関・商店会等に対し、地域住民のキャラバン・メイトと協力して行っています。

○子育て支援ネットワーク

地域子育て支援拠点ラフールや学校コーディネーター、児童委員、あおば子ども食堂実行委員会、ボランティア団体等と連携・協働し、子育てを総合的に支援しています。

○障がい児・者支援ネットワーク

地域包括支援センターの個別ケースや相談から、青葉区生活支援センター「ほっとサロン青葉」やあおば地域活動ホーム「すてっぷ」と情報共有し支援体制整備を行っています。

○健康づくり介護予防ネットワーク

保健活動推進員や健康に関心のある地域住民が中心となり、地域の健康づくりを担い手としての人材を育成し、秋まつりの健康コーナーや元気づくりステーション、集いの場でのハマトレ体操、活動団体のリーダー等で活躍しています。

○青葉台地区支えあいネットワーク

青葉台地区地域福祉保健計画と連動し、近年は「ボランティア活動」に携わる人材を地域の中で発掘・育成することを目的に、行政・介護保険サービス等で対応しきれない「困りごと」が少しでも解決に結びつくような「支えあい」による仕組み作りを検討しています。

○地域災害支援のネットワーク

福祉避難所・地域ケアプラザが発災時に地域と連携して対応できるよう、担当地域内の3つの地域防災拠点と協力して避難支援の仕組みづくりを進めています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

○青葉台地区地域福祉保健計画の推進

区・区社協とは青葉台地区の地区別計画の推進を目指し、チーム地区別推進会議とかがやく青葉台推進会議をそれぞれ年2回開催し協働しています。

○高齢者の権利擁護について

区と地域包括支援センターが協力して早期発見に努めるとともに、対象家族への支援体制をつくり、解決に向けてきめ細かく対応しています。

○横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）事業者支援

区内には3つのサービスB事業者があり、当ケアプラザでは配食サービス事業者が補助を受けており、区・区社協とは申請前のヒアリングの段階から協力して推進しています。

補助金決定後も、毎月事業者を含めたミーティングを継続しています。

○生活困窮者への対応について

令和元年度より、毎月開催の区と包括のカンファレンスに地区担当とともに生活支援課の担当者が参加しており、個別ケース対応や地域ケア会議、セーフティネット会議を開催しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

青葉区では市計画を踏まえ、区の特徴やニーズに基づき「お互いの顔が見え、支えあい安心して暮らせるまち」の実現を目指し、第3期青葉区地域福祉保健計画（青葉かがやく生き生きプラン）を策定し、推進しています。区計画の理念である「区民・事業者・行政の協働による福祉保健のまちづくり」のとおり、地域住民と区役所・区社協・地域ケアプラザが、それぞれの強みをいかしながら、協働しております。

青葉台地区の地区別計画の策定・推進のために、事務局として区・区社協及び青葉台・さつきが丘の2つの地域ケアプラザが参画し、概ね年2回のチーム会議において地区アセスメントから得た情報を共有し、推進会議の内容等についても検討をしています。

青葉台地区の構成メンバー（自治会、民生委員児童委員、商店会、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域子育て支援拠点、消防団等）では、概ね年2回開催の「かがやく青葉台推進会議」を開催しています。

5年後のまちの姿“みんなが活躍しふれあいが深まるかがやくまち”を目指し、4つの計画目標に対する具体的な取組みの計画・進捗状況・結果を報告し振り返りを行いながら、次年度への改善を行っています。

特に青葉台地区の地区別計画・目標2“地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！”の取組みとして、当ケアプラザエリアで平成12年の10月から継続してきた青葉台地区支えあいネットワーク（地域支えあい連絡会）を活用し、住民への情報発信について検討を重ねています。

ボランティア等の人材を地域の中で発掘・育成し、行政・介護保険サービス等で対応しきれない「困りごと」が少しでも解決に結びつくような「身近な支えあい」による仕組み作りに今後も継続して取り組み、第4期の区計画・地区別計画の策定につなげていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

自主事業を通じ、高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

○高齢者向け事業では、男性高齢者の自立を目的とした調理と会食で交流を図る福祉保健活動団体（団体Ⅰ）のグループが5グループ（おおよそ70名、いきいきセミナー修了者）が継続的に活動しています。そのグループがそれぞれの得意分野を生かして、現在福祉保健協力団体（団体Ⅱ）として登録されている30余りの高齢者を中心としたグループへの支援、連携を行ってきました。

例えば、現在団体Ⅱとして登録されている4つ麻雀グループへの指導（月に4～8回）、PCが得意でない団体の連絡網の作成などがあげられます。

さらに多くの団体が地域住民の自助活動や支援を行える団体へと成長できるようなきっかけを探り、ケアプラザと協力して支援しています。

また団体同士の繋がりを深め、協働が行えるよう自主活動団体交流会を年1回必ず開催しています。

○子育て支援では、地域のボランティアと民生委員・児童委員と協働して運営している「ワイワイ子育てひろば」（0歳から未就学児対象）を毎週1回開催、地域の親子がのびのびと遊べる場所の提供を行ってきました。

毎週の活動の中で地域の親子のコミュニケーションの輪を広げ、地域デビューまたケアプラザでの活動を周知する機会となっています。またその延長として、月1回、子ども家庭支援課と連携し「地域育児教室」が行われる同日に、ゆっくりと子育ての情報や悩みを共有できる居場所の提供を行い、多くの新米ママさんの好評を得られました。

○障害者支援では、「ほっとサロン青葉」の出張サロンを定期的に連携して開催しています。

今後も地域包括支援センターとの連携をはかり、活動の周知やニーズの広がりを持てるよう、企画立案していきます。また青葉区後見の支援室ほっぷとの共催事業として、ワークショップなどを定期的に開催しております。

また、地域のフリースクールである横浜みどりの学校ひまわりの保護者を対象としたヨガグループの自主活動化を支援いたしました。

日頃同じ悩みを抱えた保護者の情報共有とリラックスの場となりました。

さらにひまわりの活動に関しても、定期的に情報交換し、鏡開き、バザー等の行事に積極的に参加しております。

毎年ケアプラザの秋祭りには、包括エリア内の作業所に出店の協力を行い、地域の方への広報活動、交流および作品の発表の場として活用していただいております。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

引き続き入り口に空き状況の最新情報を掲示し、福祉・保健活動団体が空き情報を直接確認し、予約を取りやすいようにしております。実際には、平日日中（9時～18時）の各部屋の稼働率は、平均75%以上と多くの貸館のご利用を頂いております。

また、更なる利用促進をはかるために、夜間帯の利用として子どもにとって安心できる居場所を提供し、見守りにもつながる「あおば子ども食堂」への場所の提供を毎週行ってきました。

また地域の老人会の毎月の茶話会や映画会、保健活動推進員の活動拠点等の福祉団体の定期会合や研修の場としてケアプラザを広くご利用いただいております。

定期的にケアプラザ利用時の災害を想定した避難訓練も行い、避難経路を確認し、より安心して利用できる場となるよう努めております。

住宅街の中に位置するため稼働率が低くなる夜間帯の利用を促すための取組としては、先にあげた「あおば子ども食堂」の他にも、小中高生ミュージカルや放課後支援事業（ダンスサークル）の練習会場として、年間を通じて定期的にご利用頂いております。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

60 以上ある自主活動団体のボランティアのコーディネートをはじめ、より多くの皆様が適材適所での活動へ参加していただけるようコーディネートしています。

具体的には、デイサービスのご利用者の傾聴やレクリエーションへの参加（2～3 人／日）、ケアプラザ最大のイベントである秋まつりでの屋台の運営や餅つき（146 人）、「ワイワイ子育てひろば」の子育て支援（3～4 人／回）、子ども食堂の運営等（4～5 人／回）、継続的にボランティア活動をお願いできる体制が整っております。

またボランティア登録は常に受け付けており、得意分野での活躍ができるよう支援しています。実際に、ご利用者との何気ない会話から可能性を感じ、ボランティア活動のきっかけとなっているケースが少なくありません。

さらに、年に一度はボランティア感謝会を実施し、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるように努めております。

また地域包括支援センターとの連携により「よこはまシニアボランティアポイント」の登録研修会をケアプラザで実施、地域住民の方に多く参加いただき、ボランティア活動をはじめのきっかけ作り、理解を深めていただいています。

若い世代への啓蒙活動の一環として、包括エリア内にある小中学校の生徒を対象に、認知症サポーター養成を定期的に行ってまいりました。

ケアプラザが高齢者のためだけの施設ではなく、若い世代も含めたボランティアが活動できる拠点であるということを、周知する機会となるこの取り組みを、今後も継続・実施します。

例えば、小中高生の職場体験や総合学習の発表の場を積極的に受け入れ、多世代交流の場を作り、児童・生徒の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけができました。

地域のボランティア活動は、今後ますますニーズが多様化することが予想されます。そのニーズに応えるためにも、地域住民の皆様の活動を地域の社会資源として、若い世代から高齢期にある方々までの育成活動に更に注力します。

高齢者のちょっとしたお困りごとに対応できるようなボランティア団体「ちょこボラさつき」、キャラバンメイト、ハマトレキャスト、地域のサロンや老人会等に出張して美味しいコーヒーを提供できる「珈琲ボランティア」などを育成しました。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供の方法などについて具体的に記載してください。

地域の連合自治会、学校などの社会資源の状況を把握し、協力と連携に力を入れております。協働で活動を行うことにより、地域の人材情報の収集などにつなげております。

日々ケアプラザに来館いただく方々との交流は、リアルタイムで地域の情報を得られる大切な機会という意識を全職員で共有し、積極的にコミュニケーションを取っております。

年 10 号発行している広報紙「ひろば」において、利用団体活動の紹介を掲載、参加者の募集や情報発信を行っております。

多目的ホール前にケアプラザ主催の活動・講座のチラシを常に置き、ご利用者の皆様への情報提供を行っております。

「ひろば」の配布は、ケアプラザの地域包括支援センターのエリアは勿論のこと、青葉台連合自治会（24自治会）、谷本連合自治会の一部（梅が丘自治会）計 25 自治会へ計 1,330 枚を回覧用に配布し、多くの方々に見ていただいております。

ホームページやブログを効果的に利用することも、行っております。

ブログに関しては、情報をより早く、わかりやすくお伝えできるよう、文章、画像の選定、レイアウトを工夫しています。特に文章に関しては、読み上げソフトをご利用される方にも、内容が伝わるよう、気を配っております。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

【1】平成28年度「暮らしのお困りごとについてのアンケート」実施

男性自主活動グループが奇数月に開催している、地域の高齢者を対象とした食事会や、老人会、茶話会等に参加した60歳以上の90名を対象にアンケートを実施しました。

結果、ひとり暮らしの方88%・ご家族同居の80歳以上の方63%が「お困りごとがある」と回答されました。

家族構成に関わらず「布団干し 蛍光灯の交換などに負担を感じている」ことが把握できました。

また「ご近所で声を掛けあう人がいない」が、11%、アンケートの対象となった食事会や老人会、茶話会等で、社会参加されている方でも、ご近所のつながりが希薄になっている様子を把握することができました。

アンケートの結果を対象者に報告・共有し、コミュニケーションを深めることができました。

また、民生委員やケアマネジャー、介護サービス事業所に情報提供と共有を行うとともに、意見交換の機会を設けました。このような取り組みは個別ケースの支援や地区アセスメントに活かせています。

【2】青葉区の生活支援コーディネーター連絡会で「青葉区生活状況調査2018」を実施

平成29年度に生活支援コーディネーター連絡会のアンケートチームに参加し、要支援1から要介護2までの介護保険サービス利用者に生活状況を記入いただき、青葉区全体の8%（n=668人）に調査を行いました。

青葉区役所で集計・分析を行いました。「草刈りほか庭の手入れ」を望む方が21.3%と最も高いことがわかりました。

この結果から、「地域のお手伝い隊さつき（略称：ちょこボラさつき）」の令和2年4月からの活動に繋がっています。

【3】担当地域の個別ケースからの情報把握と連携

生活支援コーディネーターは、区と包括のカンファレンスに参加することにより、個別ケースの情報把握をします。また、包括カンファレンスや地域ケア会議、協議体において、ケアマネジャーや地域住民を通じ生活ニーズの把握をします。

【4】その他

令和元年度から、青葉台・谷本・上谷本連合エリアで活動しているボランティア団体・介護保険外の事業所と、ケアマネジャーとが、顔の見える関係性が構築できるよう意見交換会を開催しました。年1回意見交換会を開催し、顔の見える関係性構築と新たな取り組みについて検討します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

【1】多様な主体による社会資源への取組み

担当エリアの地域活動団体、5つの自治会・青葉台南部民生委員児童委員協議会・青葉台保健活動推進委員会・5つの老人会・青葉台南商店会・ボランティア団体等とは、地域のイベントや会合等を通じて、顔の見える関係を培っています。

居宅介護支援事業所や介護サービス事業所とは、年6回の包括カンファレンスや介護保険サービス利用、介護予防従事者研修等で地域の情報共有を行っています。

また担当地域の2か所で開催している認知症カフェの会場として、カフェとレンタルスペースとそれぞれ協働しています。地域の見守りと認知症への対応では、郵便局や銀行等の金融機関、新聞店と情報共有しており、高齢者の生活上のお困りごとへの対応として青葉区生活支援コーディネーター連絡会で便利屋の各企業団体と定期的に情報の場を持っています。

【2】広報紙「ひろば」でケアプラザの活動団体を地域に情報提供

地域住民が参加できる活動や団体などのインフォーマル情報を収集し活用しやすいものにしたと考え、まずケアプラザでの活動を広報紙「ひろば」表紙に毎月まとめました。現在27団体分の情報をファイリングしケアプラザの窓口に置いています。

認知症予防や介護予防を目指して「何か活動できるものはないか」と来館された地域の方に、ジャンル毎にまとめた「ケアプラザで始められる活動サークル・講座」とともに各団体の情報を提供しています。この情報を横浜市域で取り組んでいるポータルサイト「Ayamu（あやむ）」に入力しました。

【3】青葉区地域活動リスト「青葉かがやく生き生き活動情報」

Ayamu掲載情報をもっと活用しやすいものとするために、青葉区生活支援コーディネーター連絡会が2019年5月「青葉かがやく生き生き活動情報」にまとめ発刊しました。

Ayamu掲載情報に加え、当ケアプラザでは2019年10月より横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の対象となった配食サービスや5つの老人会の活動や集いの場、子ども食堂や子どもの遊びの場など60の活動についてヒアリング調査を行い掲載しました。

高齢者が無理なく継続できる通いの場は自宅から300メートル以内が理想的と言われています。この冊子は今後、より活用しやすいインフォーマル情報となることを目指しています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

【1】2017年3月、講演会「聞いて納得！個人情報の適切な利用と保護」

2017年の個人情報保護法改正にともない、地域活動の推進に“個人情報”への配慮が必要となることから、担当地域の自治会、老人会などの住民33名が参加した講演会を開催しました。

この講演会に民生委員・自治会・保健活動推進員など日頃から見守り活動を行っている住民が参加されたこともきっかけとなり、地区単位で住民活動と協議体を開催したいとの声が高まり、協議体「しらとり台第5地区のご近所活動について考える会」につながりました。

【2】いちご会「しらとり台第1・5地区のご近所活動について考える会」

しらとり台第5地区・しらとり台住宅は築40年以上を経過したマンションで、独居高齢者が増えています。マンションの女性住民の方々が趣味を楽しむ集いの場『遊遊会』の活動を始めており、住民意識が高い地区です。

そんな中、同地区で独居高齢者が自宅で亡くなられる事例が相次いで起こり、見守り意識がより高まるきっかけとなりました。話し合いを重ね、この協議体は「いちご会」という月1回のサロンに発展し、2年以上継続されています。

【3】青葉台地区支えあいネットワーク

当ケアプラザ開館まもなく発足した「さつきが丘地域支えあい連絡会」が発展し、他の地域では多くの連絡会やネットワークが姿を消していく中、20年継続している青葉台地区支えあいネットワーク。青葉台連合自治会と梅が丘自治会エリアを対象に、2つの地域ケアプラザで事務局を担当しています。

青葉台地区地域福祉保健計画と連動し、近年は「ボランティア活動」に携わる人材を地域の中で発掘・育成することを目的に、行政・介護保険サービス等に対応しきれない「困りごと」が少しでも解決に結びつくような「支えあい」による仕組み作りを検討してきました。

- ・平成24年度「地域の中のちょっとした困りごとの解決」
- ・平成25年度「支えあいネットワーク便り」創刊、「草むしり」に限定し
ボランティア再募集
- ・平成26年度、数名のボランティアで「草むしり」開始、活動の見直し
- ・平成27年度、エリア内の高齢者施設と連携し、
地域レベルでの「ボランティア登録システム」立ち上げと
登録ボランティアを対象とした「ボランティア講座」開催
- ・平成28年度、高齢者施設以外に、子どもに関わる活動への拡充を目指す
- ・平成29年度「支えあいネットワーク便り」を発行。
地域住民にボランティアを呼び掛けた。
青葉台連合自治会エリア・2つの地域ケアプラザでの、

ゆるやかな見守りネットワークの構築を検討

- ・平成30年度、事務局より地域セミナー・ゆるやかな見守り等の活動を提案
- ・平成31年度「情報発信」・「つながり」などのキーワードに

「支えあいネットワーク便り」復活と自治会での回覧

現在は令和2年度に向けての活動内容を検討しています。

【4】地域のお手伝い隊さつき（略称：ちょこボラさつき）

生活支援体制整備事業がスタートして4年経過しましたが、庭の手入れなどを地域住民同士が助け合って行うグループや活動がなかなか立ち上がらない現状がありました。

令和元年5月、地域の方から「庭の手入れに特化した活動を仲間とやりたい」「当ケアプラザエリアを対象にしたい」と、手が挙がりました。月1回程度の打合せで、組織づくり・対象エリア・対象者・活動内容・コーディネート方法等を検討してきました。2040年を迎えても、地域でこの活動が持続されるよう支援していきたいと考えています。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

【1】集いの場やカフェなどの基盤となる活動「珈琲ボランティア」

包括、生活支援、地域交流の5職種が協力して、令和元年度に2回「珈琲ボランティア養成講座」を実施しました。その講座修了者10名が自主活動団体「本格珈琲を楽しむ会さつき」を結成し毎月活動を行い、秋まつりでの珈琲コーナーや「きっかけカフェ」などの集いの場でのボランティア活動を続けています。

【2】地域のつながりづくりのきっかけ「きっかけカフェ」

令和元年度さつきが丘“知って得する”連続講座「みんなで目指そう！元気で百寿～健康・住まい・お金・つながり～」の第5回と第6回で“つながりづくり”をテーマに、講演会とカフェを企画実施しました。

第5回の講座には自治会や民生委員をはじめ33名が参加、続く第6回「きっかけカフェ」にはボランティアを含む29名が参加し、ハマトレ、アイスブレイク・自己紹介の後、美味しい珈琲を飲みながら、活動が活発な老人会、地域で活動する女性高齢者の2グループが普段の活動を参加者に紹介。その後の質疑応答で内容を深めました。

【3】有償ボランティア「地域のお手伝い隊さつき（略称：ちょこボラさつき）」

平成元年度から協議体として立ち上がった「地域のお手伝い隊さつき（略称：ちょこボラさつき）」が令和2年度から活動を本格的にスタートします。長く継続される活動になるよう後方支援していきます。

【4】地域人材の掘り起こし

令和元年度よこはまシニアボランティアポイント登録研修会には24名が参加し、現在も積極的にボランティア活動に参加しています。今後もこのような既存の取組みを活用して、ボランティアや地域活動に参加していただける人材の掘り起こしを行っていきます。

令和2年度は『地域デビュー！65歳になり介護保険証が届いたら、シニアボランティアポイントを得て、地域活動を始めよう』を目指します。

【5】移動支援事業「ぶらっと青葉」

「青葉区生活状況調査2018」より得られた移動支援のニーズから、青葉区生活支援コーディネーター連絡会・移動チームが発足。チームに参加する5つの地域ケアプラザが協力して、移動支援事業「ぶらっと青葉」を企画運営します。

移動ニーズには通院や買い物などの生活に密着したものもありますが、今回は“潤いのある生活”をテーマに実施します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

戸建てが中心の住宅地が整備され約 50 年が経過しています。

この頃に住民となった方が、後期高齢者となっていくことから、総合相談の増加が見込まれます。

地域包括支援センター事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指し、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、出来る限り要介護状態にならないように、必要なサービスが切れ目なく提供されるように支援し、必要なニーズに適切に対応できるワンストップサービスの拠点的作用を担うことを目的とし行っております。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが相談を受け、情報共有しています。

必要に応じ相談の内容や緊急度によっては、チームとして生活支援コーディネーター、地域・活動交流コーディネーターとともに検討を行い、継続的な相談支援ができるような体制づくりをしております。

困難事例に関しては、区や関係機関に情報提供し連携することで、支援の幅を広げるようにしております。

相談内容を分析し、地域ケア会議における関係者による地域課題検討の素材として活用や、必要に応じ、運営協議会と共有し地域包括ケアシステムの構築に向けて活用しています。増え続ける相談に対応できるよう、相談票の整理管理を徹底し、個人情報の取り扱いには、十分な注意を払い保管を厳重に行っております。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当エリアにおいて、高齢化に伴う認知症の人の増加への取組を推進していく必要があると考えています。物忘れ・認知症についての相談増加に対しては、区担当と連携して、

- ・訪問・電話相談での対応、
- ・物忘れ相談や専門医紹介、病院との連携、認知症初期集中支援との連携などを展開していきます。

具体的な対策としては

- ・認知症カフェ2か所(しらとりcafé・つつじcafé)でどちらも月1回/年10回の開催、
- ・認知症対策リーフレットの活用、
- ・青葉区認知症対応連携マニュアルの活用、
- ・訪問電話等による相談、
- ・協力医や専門医の相談窓口への支援、

*また予防としてコグニサイズ・脳トレ・ハマトレ講座の開催を計画、継続していきます。

認知症サポーター養成講座の開催を、平成27年からの5年間で、延べ31回開催しており、

- ・3か所の小中学校の児童・生徒・教職員向け延べ1,033名、
- ・地域住民向け(老人会・ボランティアを含む)延べ175名、
- ・郵便局員向け延べ150名、
- ・民生委員児童委員向け延べ30名、
- ・保健活動推進員向け延べ30名、
- ・介護サービス事業所延べ15名を実施、

幅広い層に向けた正しい認知症理解促進・普及活動を推進しております。

職員は定期的に研修や支援者連絡会、勉強会等に参加しており、研鑽を深め、認知症に関する相談支援体制の充実を図っております。

今後も、様々な年齢層に向けた認知症サポーター養成講座を継続し、さらに、キャラバン・メイトの増員と育成に注力していきます。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と「予防」を軸に、認知症支援事業を進めていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当エリアにおいて独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。

区役所（高齢・障害支援課、生活支援課）との月1回の定例会議にて、個別ケースについて、また虐待案件等についての情報共有及び支援についての検討を行う中で、不適切な介護やセルフネグレクト状態にある高齢者等の対応については、ネットワークミーティングを開催し、支援策を検討し対応しています。

虐待案件、虐待の疑いのあるケースについて（年10件ほど）地域住民やケアマネジャーからの相談があった場合には、区役所地区担当者や関係機関と速やかに情報共有し、緊急性の判断をした上で対応、支援を行っていきます。

ネットワークミーティング以外にも必要に応じてサービス事業所やケアマネジャーとの事例検討等も行っております。

介護疲れからの虐待を早期発見・予防する目的で、概ね月1回（年10回）の「介護者のつどい」を開催（平成27年度から延べ304名）し、エリアのサービス事業所・包括職員からのミニ講話や情報提供を行いながら、介護負担の軽減となるような参加者同士の情報交換、意見交換等する機会をつくっており、今後も継続してまいります。

当プラザでは、平成27年から、様々なテーマを設定した権利擁護講座（延べ10回241名参加）を開催してきましたが、青葉区内で高齢者を狙った特殊詐欺、悪徳商法等が年々増加しており、地域住民からも情報が寄せられるようになってきました。

その現状を踏まえ、平成30年には「防犯」をテーマとし、青葉警察生活安全課職員の講話と福祉保健活動団体である「劇団さつき」の寸劇を交えた地域住民向けの啓発講座を2回開催し、延べ75人に対して、わかりやすくその手口や被害の状況について周知するとともに注意喚起を行いました。

今後も定期的にケアプラザ掲示板や館内掲示、広報紙への事例掲載等を通じて情報提供・注意喚起を行います。

また、平成28年には終活セミナーの中でエンディングノートの書き方講座を開催（30名参加）、平成29年3月より青葉区全体で配布を開始した青葉区版エンディングノート「わたしノート」の普及啓発として、もえぎ野地域ケアプラザとの共催事業で、「わたしノートの書き方講座」を今年度まで計4回開催し延べ108人が受講をしています。

ケアプラザの貸館利用者や他の講座参加者にも「わたしノート」の説明を行い、随時ノートの配布を行っております。

今後も、地域の実情に即し、消費者生活センターや警察生活安全課の職員、横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センターなど、専門家を招いての地域向け講座を開催します。

予防啓発を目的に、警察（生活安全課）や福祉保健活動団体である「劇団さつき」等関係機関とも連携を深め、老人会やサロン等の活動の場での出前講座を計画、実施してまいります。

社会福祉士は、年4回青葉区成年後見サポートネットに参加し、士業や市民後見人との情報交

換や事例検討を行い、地域包括支援センター職員は定期的に研修や分科会、勉強会等に参加し、研鑽を深め、権利擁護に関する制度の理解、相談支援体制の充実に努めていきます。

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人にあった形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが必要であると考えます。

高齢者や障害者など判断能力が不十分な方が、限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていくため、自主事業を通じて成年後見制度の利用促進、消費者被害防止、虐待防止等の取組を推進していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における高齢者の支援体制や医療関係者との協力体制、介護関係者の相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを、どのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括エリアの民生児童委員とケアマネジャーの連携推進と顔の見える関係構築を目的とし、平成23年度より民生委員・児童委員・ケアマネジャー・サービス事業所等を対象とした意見交換会を開催しています。

年1回の定期的な開催を行い地域包括ケアシステムの構築を目指す機会としていきます。

青葉台南部地区民生委員と協力して、年1回、ふれあい見守り連絡会を開催しています。区役所・区社協・自治会・民生委員・保健活動推進員・友愛・ボランティアなどが参加し、日頃から見守り活動を行っている地域の支援者が集い情報交換・意見交換を行う機会としています。

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていき、地域包括ケアシステムの構築を目的として、地域包括支援センターが主体となって、概ね3～4ヶ月に1回の頻度で地域ケア会議を開催しています。

青葉区内介護サービス事業所の顔の見える関係性づくりと地域包括ケアシステムの構築を目的として、年2回ねっとわーく青葉を開催している。活動の支援・連絡会の開催支援を行っています。

■在宅医療・介護連携推進事業

青葉区主催の（医療と介護の）「顔の見える関係づくり会議」と連携を図り、包括エリアにとどまらず、青葉区内全体の地域包括ケアシステムの構築やシステムづくりを行っています。

また、個別のケースの相談を通して、地域の開業医・歯科医院・薬局・医療機関のMSW・青葉区在宅医療連携拠点との連携も構築していく。地域包括支援センターの周知や地域の情報収集、連携づくりを行なっていきます。

包括カンファレンスで事例検討を行う時には、青葉区在宅医療連携拠点の職員に参加してもらっています。

困難な個別ケースの支援策について、助言を頂くなど連携を図っています。

ケアプラザの協力医に、月に2回来訪いただき、地域住民やケアマネジャーを対象とした健康相談を実施しています。

ケアプラザの広報紙に、地域住民に向けて、健康づくりや感染症予防などの情報を年2回寄稿していただいています。

秋祭りにおいて、地域で開業している歯科医師の協力により、歯科相談コーナーを開催しています。幅広い世代からの相談があり好評であり今後も続けていく予定です。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていき、地域包括ケアシステムの実現を行なうことを目的として、地域包括支援センターが主体となり概ね3～4ヶ月に1回の頻度で開催しております。

令和元年度は、個別ケースの相談の傾向や、きっかけカフェなどでの地域住民から、定年退職後の、中高年男性の社会参加が課題として浮き彫りとなり、これをテーマとして地域ケア会議を行いました。

今後も、抽出された地域課題に沿ったテーマを年度ごとに設定し、地域ケア会議を積み重ねてまいります。

カ 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

ケアマネジャーとボランティア団体とが、顔の見える関係を構築でき、お互いを知ることができることを目的として「ケアマネとボランティアの交流会」を行っている。

青葉台を生活圏としている青葉台・谷本・上谷本連合自治会で活動しているケアマネジャーと、ボランティア団体・インフォーマルサービス事業所等の社会資源が、有機的に連携できることを目指しています。

今後も、年1回程度定期的に行い、ネットワークづくりを継続して行きます。

- (5) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

平成27年度当時は、要支援者が80名程度でしたが、令和元年には、120名程度となり要支援者等の主体性・意欲を引き出すような、目的志向型の介護予防ケアマネジメントを目指しています。

ICFによる自立支援ケアマネジメントを軸にしたケアプランの作成が出来ることを目的として、青葉区内の地域包括支援センターと企画・運営等協力のもと、介護予防従事者研修を開催します。

また、法人内の研修も実施しており部門としてのスキルアップも目指しています。

予防プランを外部に委託する場合は、公平・中立性の確保を念頭に置き、利用者にご希望をお聞きした上で、複数の居宅介護支援事業所等の概要・特徴などを説明し、自己決定を促すようにしています。

担当ケアマネジャーと連携し、適切なケアプラン作成を支援していきます。
運営協議会で、前年度の介護予防支援委託事業所一覧と実績をお示しし、地域住民等からの意見を聞くなどし、公平・中立性の確保を目指しております。

- (6) 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当エリアの特性（高齢化率20.02%、丘陵地であり坂道が多い、健康問題、栄養面の心配、認知症、体力低下、口腔機能低下、転倒予防の必要性、ひとり暮らし増加、男性引きこもりなど）をふまえた計画を、区と連携し実施し、身近な地域で、健康づくり・認知症予防に関心をもち、仲間と広げられるよう支援していきます。

地域活動支援として、元気づくりステーション、男性ボランティアグループ、介護予防ボランティア、ハマトレ・コグニサイズ、要支援の方が参加しやすいハマトレグループなどについて支援を継続していきます。

ハマトレキャスト4名が発掘育成され、さらに人材育成をしつつ、介護予防ボランティアとともに地域での仲間づくり、体力づくりを推進していきます。介護予防普及啓発事業を各地域へ展開していきます。

(7) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域包括支援センターを有する地域ケアプラザに所属する居宅介護支援事業所として、公平中立な立場で在宅介護に関するケアマネジメントを積極的に行っております。

より適正なサービスを提供するために、公的サービスのみならずインフォーマルサービスの提供についても情報提供が出来るよう、地域の活動状況の情報集約に努めております。また複数のサービス事業所の情報提供を行い、ご利用者自身で自己決定をすることが出来るよう支援しております。

ご利用者の状況に応じたケアプランの作成を行い、サービス担当者会議を開催しご利用者、ご家族、サービス事業所へ参加を依頼、ご利用者が円滑にサービスをご利用していただくことが出来るよう情報の共有を行い、連携の強化に努めております。

また、サービスご利用開始以降も継続的なモニタリングの実施やご自宅への定期訪問、サービス事業所との電話やFAXによる毎月の状況報告によりご利用者の状況の確認を行い、変化が見られた際には、速やかに必要となる支援をいたしております。

また、近隣の地域包括支援センターとも連携を取り介護予防支援事業を積極的に行っています。

これらを生かし、ご利用者の意思・人格を尊重し、その人らしい生活を住み慣れた地域で可能な限り居宅においてその人が有する機能・能力に応じて自立した日常生活を安心して続けられるよう、ご利用者様の選択により適切な福祉保健サービスが多様な事業所から効率的に提供されるよう支援をしております。

職員体制は常勤職員3名、非常勤職員2名(主任ケアマネジャー1名、介護福祉士4名、社会福祉士1名、精神保健福祉士1名、看護師1名)の手厚い人員配置を維持し、週1回のカンファレンスで情報共有をすることにより、よりきめ細やかに対応できる体制で挑んでおります。

法人内の4事業所合同「居宅連絡会」を年6回開催し、質の向上に努めています。毎月1回、所長、居宅支援事業所のケアマネジャー、包括支援センター主任ケアマネジャーが、業務連携を目的とした「居宅事例検討会」を行っています。

特定居宅支援事業所Ⅱを算定する事業所として、質の高いケアマネジメントを提供していきます。

(8) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

通所介護は、ご利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を可能な限り営むことができるよう、作業療法士や看護職員等各種職員がその専門性を発揮し、「レクリエーション・食事・入浴・機能訓練等」のサービスを良心的に提供することによって、心身の機能と健康の維持、社会的孤立感の解消、日常生活の活性化等を図り、日々快適に過ごせる雰囲気づくりを行っていくことを目的に事業を展開しています。

ご利用者には、通所介護計画書や機能訓練計画書を作成しその内容に沿ったサービスを、ご利用者様の食事や歩行等の ADL（日常生活動作）・買物等の IADL（手段的日常生活活動）の維持向上に努め、個人個人の目標実現に向けたサービスを提供していきます。

ご利用者には、年間を通して季節感を感じていただけるとともに、少人数で楽しめる、また、個々のニーズに対応できるようなプログラム作りを心がけています。

介護予防を目的に実施する機能訓練プログラムは、午前個別プログラム、昼食前に簡単な体操と嚥下体操を取り入れ、午後からは、機能訓練指導員が中心となり歩行訓練と椅子に座ってできるストレッチ体操、筋力トレーニングを実施しております。

入浴されない方を中心に下肢の血行、動きを良くするために足浴やフットケアを行い利用者から好評を受けております。

また、機能訓練の一環としての外出プログラムを取り入れるなど変化にとんだ活動を実施し、ご利用者が楽しく且つ効果的に体を動かしていただけるようにしております。

食事につきましても、開設以来食器を陶器に統一して提供していると共に、美味しいお米を産地から購入し、食材についても地産地消を考慮し、外食する機会が少ない方々が年間を通して楽しめるように、季節に応じたメニュー作りと、選択できるメニューを取り入れています。

職員は法人内で年間計画されている研修に参加し、サービスの質の向上に努めています。

介護保険開始以来サービスを 20 年間提供してきた実績を構築し、医療依存度の高い方、認知症の周辺症状のある方でも積極的に受入れご家族のレスパイトケアに貢献しています。

ケアプラザの持つ機能を最大限に生かし、ご利用者へは安心安全なサービスを専門スタッフから提供できるよう工夫をしています。

介護保険法等関連法令の主旨に則り、老人福祉事業の最前線にある施設として、地域に居住する人々の生活と常に密着したものであることを強く認識し、「安心して年齢を重ねることが出来る地域社会」を各関係機関と連携し構築するように努めると共に、ご利用者に楽しんでいただけるような事業運営に一層努力していきたいと考えています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センター事業が円滑に運営できるよう、また地域の福祉保健活動が継続的に推進されるための計画的な収支予算を組み立てております。

施設の特徴として、事務所、ダイニングおよび玄関が2階にあたり、多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアルーム合計3か所が1Fに設置されております。

広い活動スペースがありますので、福祉保健事業や様々な活動が積極的に推進可能であり、その活動等が効率的且つ継続的に行われるための経費を考えております。

幅の広い階段には両側に手すりが設置されていますが、障がいを抱える方や高齢の方が1Fへ移動する際にエレベーターを利用されますので、エレベーターの保守管理をはじめ、全ての利用者が安全に安心して施設を利用していただくことを常に念頭に置き、維持管理・メンテナンス、安全管理および清潔保持のための経費を重点的に配分しております。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

事業の立ち上げやニーズの高い事業、また質の高い事業を継続する上で、材料費等が予算として必要となる場合がありますが、適切な参加利用料金となるよう材料費等は定額に抑え、持続可能な収入と支出のバランスを考慮した事業運営を行っております。

指定管理料の中で運営費として一番大きな割合を占めるのは人件費です。常勤職員の適正な配置は勿論のこと、非常勤職員の多用やボランティア人材の活用など人件費の抑制を行ってきました。また、備品などは長期で使用できるよう日々の管理を行い、全職員が水光熱費を意識した業務活動を行い、経費の削減に努めてまいりました。限られた指定管理料の中で、いかにして地域の福祉保健活動の為に良いサービスを提供するかは、公的施設の管理・運営を預かるものとして当然のことと考えております。今後もより一層、無駄を防ぎ、安全・安心・安定した運営の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

ケアプラザを開所して20年、今日に至るまで、地域住民が安心して住み慣れた地域で暮らしていくことが出来ように、地域とのネットワークづくりに力を入れ運営してきました。

また、高齢者施設としての敷居を取り除き、地域の子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々に気軽に訪ねて来て頂けるような講座を下記のように多数開催してきました。

貸館稼働率は年間を通して80%近くで推移、予約・コーディネートが大変な状況であり、職員から嬉しい悲鳴が上がっております。

- ・男性の料理と会食・社会勉強…粋生きクラブなど合計 5 団体
- ・食事会、配食サービスなど …いきいき食事会、はなみずき など3 団体
- ・文科系サークル …水墨画、着付け、バードカービングなど 16 団体
映画会 2 団体
- ・語学・コミュニケーションなど…中国文化、英会話など 3 団体
- ・元気づくりステーション …さつき盆踊りの会。歩こう会など 3 団体
- ・体操・ヨガ・太極拳など …健康体操、コグニサイズ、朝活など 13 団体

ほか

地域包括支援センター事業や地域交流活動部門においても、福祉保健活動の拠点としての役割を發揮し、地域の福祉保健諸団体と顔の見える関係づくりができ、民生委員の定例会には、毎回包括支援センターの職員が参加し、情報提供や意見交換を行うことにより、民生委員などから気軽に地域の相談を頂けるような関係ができてきました。

介護保険事業に於いても、地域ケアプラザに併設する事業所として地域のニーズにきめ細やかに対応していく体制が整っています。

地域の小中学校とも様々な交流を行っていますので、今までの実績を踏まえ、地域包括システムを構築し地域の活動拠点となるケアプラザの運営に大きな動力となっております。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年4月以降は、欠員無く適正に職員配置を行い職員充足率は100%を維持。

各事業を適正に行うことが出来ています。

3・指定管理料提案書及び収支予算書

(様式3)

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市さつきが丘地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)・・・「基礎単価×配置予定人数」による	7,635,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)・・・ 交通費、法定福利費等	886,000
事業費(税込)	リトミック他各種講座費用	500,000
事務費(税込)	印刷製本費、通信費、消耗品費他	2,330,000
管理費(税込)	・光熱水費 3,100,000円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 3,000,000円	6,100,000
指定額	小破修繕費 474,000円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△300,000
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
合 計		13,635,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)・・・「基礎単価×配置予定人数」による	●●●●●
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)・・・ 交通費、法定福利費等	●●●●●
事業費 (税込)	各種備品・消耗品	●●●●●
事務費 (税込)	印刷製本費、通信費、消耗品費他	●●●●●
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費) ……同上	16,398,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費) ……同上	3,248,000
事業費(税込)	認知症カフェ他費用	40,000
事務費(税込)	印刷製本費、通信費、消耗品費他	2,331,000
管理費(税込)	・光熱水費 820,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 780,000 円	1,600,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		24,373,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	各種講師料	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	13,635,000	13,635,000	13,635,000	13,635,000	13,635,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,373,000	24,373,000	24,373,000	24,373,000	24,373,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	43,964,000	43,964,000	43,964,000	43,964,000	43,964,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	9,700,000	9,700,000	9,700,000	9,700,000	9,700,000
		居宅介護支援 事業	27,040,000	27,040,000	27,040,000	27,040,000	27,040,000
		通所系サービ ス事業	76,270,000	76,270,000	76,270,000	76,270,000	76,270,000
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計 (A)		156,974,000	156,974,000	156,974,000	156,974,000	156,974,000
内 訳	人件費	95,920,000	96,390,000	96,870,000	97,350,000	97,830,000	
	事業費	17,230,000	17,230,000	17,230,000	17,230,000	17,230,000	
	事務費	21,910,000	21,910,000	21,910,000	21,910,000	21,910,000	
	管理費	9,450,000	9,450,000	9,450,000	9,450,000	9,450,000	
	消費税等	980,000	980,000	980,000	980,000	980,000	
	その他	3,190,000	3,190,000	3,190,000	3,190,000	3,190,000	
支出合計 (B)		148,680,000	149,150,000	149,630,000	150,110,000	150,590,000	
収支 (A-B)		8,294,000	7,824,000	7,344,000	6,864,000	6,384,000	

5-1・団体の概要（様式4-1）

	<p>平成 16 年 10 月 1 日 特別養護老人ホームひかり苑・25 周年</p> <p>平成 18 年 3 月 30 日 特別養護老人ホームひかり苑・全館空調、電気設備等改修</p> <p>平成 18 年 4 月 1 日 特別養護老人ホームひかり苑介護予防事業開始・(予防)短期入所生活介護、(予防)訪問介護 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 介護予防事業開始・(予防)通所介護 地域包括支援センター事業開始 介護予防支援事業開始</p> <p>平成 19 年 3 月 30 日 ひかり苑・職員宿舍棟改修</p> <p>平成 20 年 3 月 30 日 特別養護老人ホームひかり苑・厨房室全体改修</p> <p>平成 21 年 10 月 1 日 特別養護老人ホームひかり苑・30 周年</p> <p>平成 21 年 12 月 1 日 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ・10 周年</p> <p>平成 24 年 1 月 1 日 横浜市恩田地域ケアプラザ 開所 地域包括支援センター事業開始 地域活動・交流事業開始 介護予防支援事業開始 居宅介護支援事業開始</p> <p>平成 24 年 3 月 1 日 特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑 開所(定員 80 名) ユニット型・個室 (予防)短期入所生活介護(定員 10 名) ユニット型・個室</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 (予防)通所介護事業開始</p> <p>平成 26 年 6 月 1 日 居宅介護支援事業開始</p> <p>平成 26 年 10 月 1 日 特別養護老人ホームひかり苑・30 周年</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 地域ケアプラザ・生活支援体制整備事業開始</p> <p>平成 28 年 7 月 1 日 B&Jクリニック御茶ノ水開業</p> <p>平成 30 年 7 月 1 日 社会福祉法人みどり福祉会 ひかり苑居宅支援センター居宅介護支援開設</p> <p>平成 31 年 2 月 28 日 特別養護老人ホームひかり苑・大規模修繕事業</p> <p>令和 2 年 1 月 31 日 特別養護老人ホームひかり苑 従来型多床室プライバシー保護改修支援事業</p>
事業内容等	<p>目的</p> <p>この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう相違工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を住み慣れた地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p>

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営

公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 地域包括支援センターの事業
- (3) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- (4) 診療所の事業

〈横浜市青葉区〉

特別養護老人ホームひかり苑（従来型・多床室） 定員 80 名
併設・（予防）短期入所生活介護（従来型・多床室）定員 4 名
（予防）訪問介護
居宅介護支援事業

〈東京都町田市〉

特別養護老人ホーム 高ヶ坂ひかり苑（ユニット型・個室）定員 80 名
併設（予防）短期入所生活介護（ユニット型・個室）定員 10 名
併設・（予防）通所介護
居宅介護支援事業

〈横浜市青葉区〉

横浜市さつきが丘地域ケアプラザ（*指定管理）
在宅介護支援センター事業
地域包括支援センター事業
介護予防支援事業
地域活動・交流事業
（予防）通所介護事業
居宅介護支援事業

横浜市恩田地域ケアプラザ

在宅介護支援センター事業
地域包括支援センター事業
介護予防支援事業
地域活動・交流事業
居宅介護支援事業

〈東京都千代田区〉

B & J クリニックお茶の水

